

奈良県食肉地方卸売市場売買取引の方法及び決済の方法

売買取引の方法	せり売り若しくは入札又は相対取引
決済の方法	・卸売業者は委託者に対して、受託物品の卸売をした日の翌日までに売買仕切書及び売買仕切金を送付する。ただし特約がある場合を除く。 ・買受人は卸売業者に対して、買い受けた物品の引き渡しを受けると同時に買受代金を口座振替その他卸売業者が指定した方法により支払う。ただし特約がある場合を除く。

公益財団法人奈良県食肉公社

【食品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化に関する公表事項】

○ 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適

正化に関する法律（平成3年法律第59号）第36条に基づき、飲食料品等事業者等が飲食料品等の持続的な

供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は

以下のとおりです。

一 取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他の考慮を求める事由を

示して、取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。

二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方からの飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案に応

じて必要な協力を行うようにすること。